

【周知依頼】日本標準時における「うるう秒」の調整について

文部科学大臣所轄各学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課
各都道府県私立学校主管部課
小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する
構造特別改革区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

平素より大変お世話になっております。
文部科学省私学行政課でございます。

このたび、総務省より平成29年1月1日に「うるう秒」の調整（1秒の挿入）が実施
されとの連絡がありました。

つきましては、時刻を利用する各種情報システムに支障を与えることのないよう、各法人の担当
課におかれましては設置する学校等に対して、都道府県私立学校主管部課におかれましては所轄
の学校法人及び学校等に対して、認定地方公共団体の担当課におかれましては所轄の学校設置会
社及び学校に対して、それぞれ遺漏なく御周知いただくようお願いいたします。

詳しくは以下 URL の総務省 HP 及び別添通知をご覧くださいと思います。

以上、何卒よろしく願いいたします。

総務書「うるう秒」挿入のお知らせ

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01tsushin03_02000177.html

#####

文部科学省 高等教育局
私学部 私学行政課
TEL : 03-5253-4111 (内線 : 2532, 2533)
e-mail : sigakugy@mext.go.jp

#####

